

農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書必要書類一覧

(令和 7 年 9 月作成)

図 書	説 明	チェック
届出書 【原本 2 部】	A4 サイズ 自署の場合は、押印不要。	
営農に関する計画 【原本 1 部】	A4 サイズ	
同意書 【原本 1 部】	届出人以外に届出地の所有又は使用及び収益を目的とする権利を有するものがある場合	
位置図 【1 部】	申請地を朱書きで記載してください。 (都市計画図、住宅地図、インターネットで取得できる地図等) ※ 都市計画図は、都市計画課(南館 2 階)で購入できます。	
公図(地番表示図) 【1 部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの(写し可) 申請地を朱書きで囲み、隣接地の現況地目を記入してください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課(北館 2 階)で購入できます。	
届出地の登記事項証明書 【原本 1 部】	全部事項証明書(法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの) ※ 自身でインターネットより出力したものについては、不可	
住民票の写し 【原本 1 部】	(全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合) 3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 「住民票の写し」は複写ではありません。	
遺産分割協議書の写し(印鑑 証明書を含む) 【複写(コピー) 1 部】	(相続登記が済んでいない場合) 原本と相違ないことを確認するため、原本を提示してください。	
施設図面 【1 部】	・施設の屋根又は壁面を透過性のもので覆う場合 施設底面の用途、用排水計画、施設配置がわかるもの ・施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合 施設底面の用途、用排水計画、日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離 5m 及び 10m の線がわかるもの	
仮換地証明書、仮換地図 【複写(コピー) 各 1 部】	(土地区画整理事業、土地改良事業等による仮換地中の土地を申請する場合)	
委任状 【原本 1 部】	(委任を受けて届出をする場合(使用者を差向ける場合は不要))	
始末書 【1 部】	既に着工している場合	
申請者が法人などの場合		
法人の定款又は登記事項証明書 【原本 1 部】	法人の定款の場合は、複写(コピー)可。 法人格がない場合は、団体の規約、会議録	

【注意事項】

- ・ 届出する前に必ず農業委員会へ事前の相談をしてください。
- ・ 農作物栽培高度化施設の増改築や建替えをする場合についても、届出が必要です。
- ・ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等をする場合、届出と合わせて農地法第 3 条の許可申請が必要です。
- ・ 既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地を借りの場合、借人は、農地法第 3 条の許可申請が必要です。
- ・ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共有名義の場合、共有者すべての同意が必要です。
- ・ 開庁日に随時受付します。受理通知書交付は受付から 5 開庁日後です。
- ・ 審議の過程で、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。